

勿凝学問 71

予測される完膚無きまでの負け戦
——パート労働厚年適用問題再々考——

2007年4月14日

記事追加

2007年3月18日

記事追加

2007年3月14日更新

記事追加、うどん屋の釜度3ポイント上昇

2007年3月10日更新

記事追加、うどん屋の釜度1ポイント低下

2007年3月7日

慶應義塾大学 商学部

教授 権丈善一

うどん屋の釜度？	1
補論「パート労働者の厚生年金適用に関するWG報告書」における第3号被保険者への見解	8
参考資料1 「パート労働者の厚生年金適用に関するWG」報告書中、最も重要な資料	10
参考資料2 「パート労働厚年適用問題」を知るのに役立つ文章	10
参考資料3 おすすめ新聞記事	11

キーワード

安倍内閣の嘘つき度=安倍内閣の無告の民を見捨てる度=94%~97%で閣議決定(勿凝学問 76につづく)、年金制度が労働市場にご迷惑をお掛けする制度の改善、厚生年金適用逃れ特権、日本チェーンストア協会佐々木孝治会長(ユニー会長)、流通業界・外食業界のために安倍内閣の公約を骨抜きにしてあげるといふ大金星をあげた政治家は誰?(勿凝学問 76につづく)

うどん屋の釜度？

安倍内閣のうどん屋の釜度を次式で定義する。

$$\text{安倍内閣のうどん屋の釜度}(\%) = \left(1 - \frac{\text{パート労働厚年適用拡大者数}}{\text{週労働時間20時間以上30時間未満パート労働者数}} \right) \times 100.$$

ここで、「うどん屋の釜度」とは、昔、金八先生が、次のように学生に説教していた記憶をたどって、その意味で定義する。

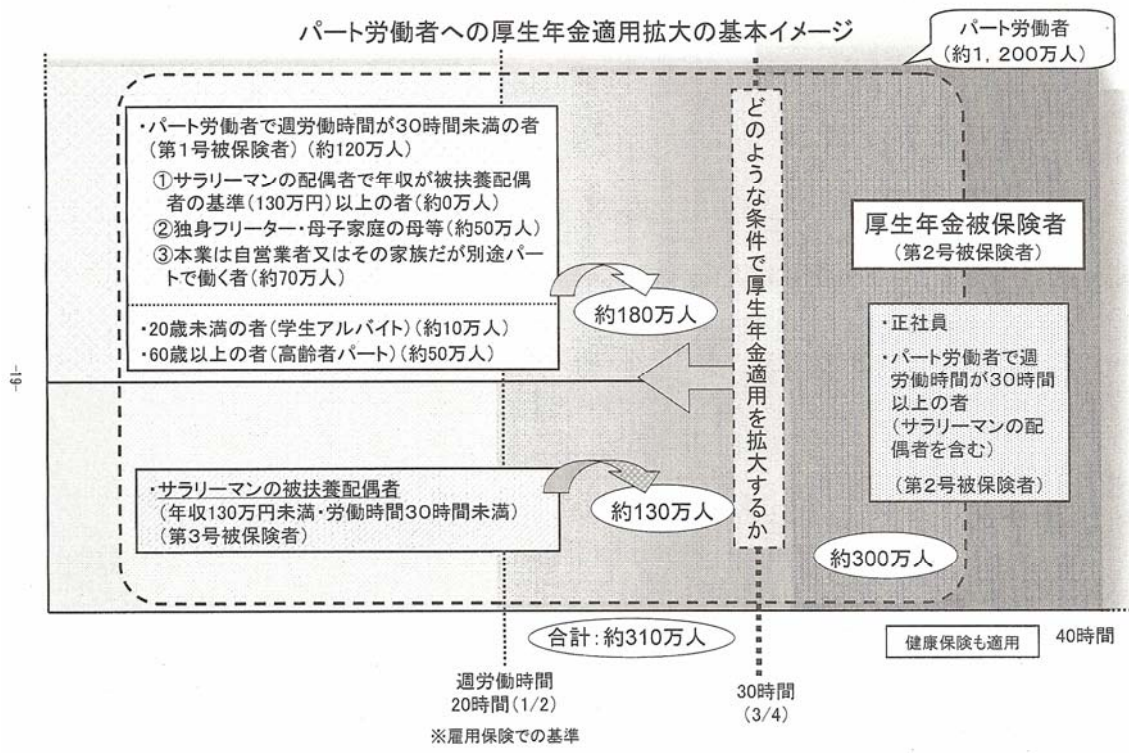
「君たちのような人たちを、博多ではうどん屋の釜といいます。この意味分かりますか？うどん屋の釜は“湯うばっかり”、そう、“言うばっかり”でなんの実行も伴わない嘘つきたちのことを、博多ではうどん屋の釜というのです。」

要するに、「うどん屋の釜度」とは、嘘つき度、詐欺度、美しくない度という解釈を許す指数として定義され得る。さらに、パート労働者の厚生年金適用問題というのは、パート労働者、すなわち労働者の中でも最も弱い人たちがいる層に厚生年金の適用逃れをしている事業主から所得再分配を行うと共に、年金制度を労使双方の意思決定に中立的な制度に近づけようとする——年金制度が労働市場にご迷惑をお掛けしないようにすること¹——であるために、（世の中にはきわめてめずらしく）何が正しいのかの白黒がはっきりした問題である（[勿凝学問 67](#)、[勿凝学問 70](#)参照）。それゆえに、「安倍内閣のうどん屋の釜度」という意味となれば、無告の民を見捨てる度、品のない脅しに屈する度、将来の国造りに関する見識のなさ度、政治家としての卑劣度、支持率低下の覚悟度もしくは政治的鈍感度、選挙では絶対に投票してはいけない度などなど、いかようにも解釈できる指数としても定義され得る。

ところで、安倍内閣。

安倍首相は、首相になる前の官房長官の時からパート労働者への厚生年金適用を実行しますと、繰り返し言いつづけてきた（[勿凝学問 67](#), pp.9-10）。厚労省の試算によれば、これまでの週労働時間 30 時間以上のパート労働者に厚生年金を適用するという規定から週労働時間 20 時間以上に変更すると、新たに 310 万人のパート労働者が厚生年金に適用される。

¹ 年金制度が労働市場にご迷惑をおかけしている原因のひとつに第 3 号被保険者制度の存在がある。パート労働者の厚生年金適用拡大は、第 3 号被保険者制度の利用者を大幅に減らすことにより、第 3 号被保険者制度に手を入れることなく年金制度が労働市場に与えるご迷惑を緩和するという意味で、一種の第 3 号被保険者対策ともみなし得る側面をもつ。



「パート労働者の厚生年金適用に関するワーキンググループ」報告書 資料編

政府・与党の間では第3号被保険者を新たな厚生年金適用から除外しようという声もあるらしいので、じっくり読んでもらいたい資料を補論に載せておく（補論「“パート労働者の厚生年金適用に関するWG報告書”における第3号被保険者への見解」）。

さて、これまでのところ、新聞報道によれば「安倍内閣のうどん屋の釜度」は、次のように要約できる（参考資料1）。

日付	出所	適用人数	うどん屋の釜度	誰が決めた？
2007/3/2	朝日新聞	40万～150万	87%～52%	？
	毎日新聞	16万	95%	？
2007/3/7	朝日新聞	16万	95%	？

実は昨日3月6日に「パート労働者の厚生年金適用に関するWG」が、10回にわたる関連業界からのヒアリングに基づく報告書をまとめ（参考資料2）、年金部会がそれを確認して、年金部会の名のもとに報告書が提出された。そして次から次に知人から入ってくる連絡によると、今後は、3月13日に厚労省が部会報告を受けた原案を与党に示し、その後与党内で議論を詰め、22日に最終決着という政治スケジュールになっているらしい。調整に費やされる時間はこれからわずか2週間である。

2007/3/6 年金部会パート労働厚生年金適用WGが報告書提出
2007/3/13 厚労省が原案を政府・与党に提出
2007/3/22 当初の最終決着日 しかし、延びに延びて・・・
2007/4/13 最終決着(閣議決定)、国会提出

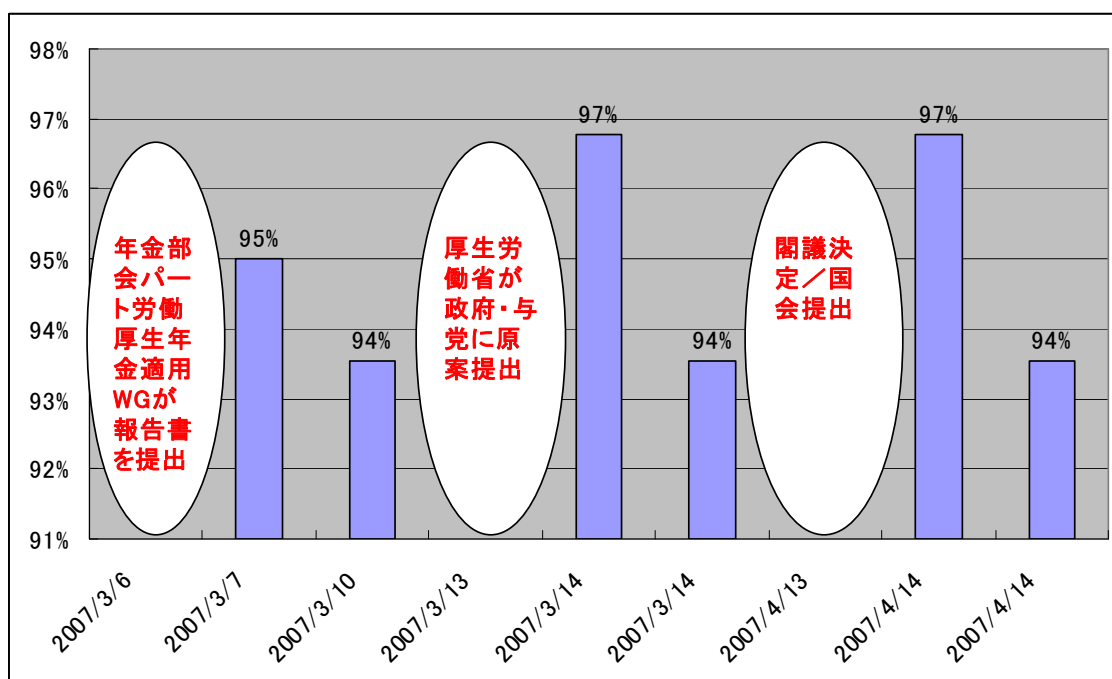
~~この2週間~~、次頁にある図1の「安倍内閣のうどん屋の釜度」がどのように推移していくのかをチェックしていく。この雑文の読者たちも、~~22日近辺まで~~何度かこの頁を覗き、この指数がはたして動くのか、それとも動かないままなのかを、チェックしていただきたい。このままだと、本当に『選挙前夜に読む社会保障Ⅰ——医療年金問題を見捨てた安倍内閣』という本をだせそうだ（笑）²。

もともと13日に厚労省が政府・与党に提出する原案の「安倍内閣のうどん屋の釜度」は95%となるようすである。でも、政治家さんたちは本当にそれでいいのか、少しはわが身の大切さを慮ってみる余地があるのではないかと心配していたりもする。官僚には官僚の行動原理があるのであって、その行動原理が、あなたたち政治家を幸せにしてあげることでないことだけは、一般論として確かなようなのである。彼らが政治家のピュアな代理人だと思っていたら大間違い——。それに、厚労省案と言っても、彼ら官僚は厚労行政に影響力をもつ政治家（いわゆる族議員っていうんですか？）と何度も打合せをした上で案を作成するのであるから、その案には族議員の意向がすでに強く反映されている。そして、彼ら族議員は、パート労働者の厚生年金適用に除外規定を設けたくって仕方がない——除外規定を設けて、「これは俺がやってあげたことだ」といったら業界は喜ぶし、その功労者

² 医療については、「[勿凝学問 52 サッチャリズムを手本とする四半世紀遅れの日本と今日のイギリスとの比較政治経済研究はどうだろうか？](#)」（pp.4-5）参照。

にお礼をせっせとしようとするのだから、業界からの見返りを当て込むことを旨とする族議員が、適用除外規定を設けることに強いインセンティブをもつことは当たり前といえは当たり前である。そうした業界からの見返りを見込めないその他大勢の政治家さんたちは、損を覚悟でなにを好んで族議員さんたちの案にしたがうのか、これがなかなかわからないところでもある（笑）。どんなお裾分けがあるのか、どうにかして理解しようとしても、猿山の論理などしかイメージできないのであるが、はたしてそのイメージで合っているのか・・・？

図 1 安倍内閣のうどん屋の釜度



最新情報：『読売新聞』「被用者年金一元化法案決定 パート年金拡大「骨抜き」 野党、業界配慮を批判」4月14日

なお、新聞記者に注文をさせてもらえれば、こうした決定をいったいこのだれがやっているのかが分かるように、政治家の名前を記事に記載してもらえればありがたい。「安倍内閣のうどん屋の釜度」というように、「安倍内閣」と呼ぶのは実は忍びなく、できれば、厚労行政に影響力をもつ政治家の名前を付して「うどん屋の釜度」を論じていきたいからである——といっても、実は知っているんだけど、記事にしてもらわないと名指しで磔刑に処せないという事情があったりもする。流通業界、外食業界のために安倍内閣の公約を骨抜きにしてあげるといって大金星をあげた政治家の名前は、みんなで共有しようじゃないかい。

それと一言。日本語とは便利なもので、彼ら厚労行政に影響力をもつ政治家は、ほんのわずかな適用拡大でお茶をにごすことを「蟻の一穴」と表現しているようである。「蟻の一穴」——小さな誤りや油断がもとで大事や大失敗を引き起こすことを意味するんだけど、敵陣にとっての「蟻の一穴」ならぬ、みずからの政治生命の「蟻の一穴」にならないよう

に、気をつけた方がいいとは思うんだけどねえ。

ちなみに、2005年度の20歳以上人口、すなわち有権者は約9,000万人であり、310万人は有権者の3%程度でしかない。そしていうまでもなく、わたくしは外食産業や流通業のパート労働者ではない。しかしながら、この問題に対する政府・与党の処し方がわたくしの投票行動に影響を与えることは確実であるし（当たり前のことだが、年金部会のメンバーでなかったとしてもこの問題がわたくしの投票行動に強く影響を与えることは確実であった）、そういう人たちは他にもいると思う。それでもそうした有権者は恐れぬに足らずと決め込み、310万人プラス外食産業・流通業の事業主まわりの票の動きばかりをみて政治的判断を下そうとしている政治家は、たしかに従来の民主主義の実態をよくご存知であるという意味で、彼らに一応の敬意を表しておこうとは思う。

「政策は、所詮、力が作るのもあって正しさが作るのではない」——わたくしが言い続けてきた言葉である。ここでいう力とは、基本的には資金力——キャンペーンを張る資金力³、ロビー活動を支える資金力、政治家への献金——によって動員される票をさす⁴。

「武器を持たない預言者は滅びるだけである」——マキャベリの言葉であり、年金部会の場でわたくしが言った言葉でもある。マキャベリが生きた時代の武器は、今日の民主主義のもとでは票とみなされ得る。マキャベリは僧、サボナローラをさして預言者と言ったのであるが、票の裏付けのない正論などまったくもって無力であることを、『君主論』は教えてくれる。

³ 懲りない面々

「厚生年金適用拡大、名古屋で反対集会 流通・サービス関連18団体」『中部読売新聞』2007年3月8日朝刊6面

日本チェーンストア協会など流通・サービス関連の18団体は7日、政府・与党が検討しているパート労働者への厚生年金適用拡大に反対する集会を、名古屋市で開き、経営者やパート労働者計約600人が参加した。

厚生年金の適用拡大は、安倍内閣が「再チャレンジ支援策」の一環として、労働時間が週20時間以上となるパート労働者にも、厚生年金加入を義務づけようというものだ。加入によって、パート労働者の手取りが減り、企業の雇用コストも増加することなどから、拡大に反対する声は根強い。

集会では、同協会の佐々木孝治会長（ユニー会長）が、「多くのパートさんが適用拡大を望んでいないだけでなく、多様な働き方を阻害する。強い意志と団結力で断固反対を訴えていく」とあいさつ。同協会の中西進中部支部長（マックスバリュ中部社長）は、「厚労省はパートさんに何も調査をしないまま、適用拡大を急いでいる」と批判した。適用拡大を断固反対する決議も満場一致で採択した。

ユニー会長の佐々木孝治氏の論法には間違いがあることは、佐々木氏にも直接話をしていうし（いずれ公開されるWG議事録参照）、[勿凝学問 67](#) (p.11)にも書いている。といっても、話せばどうなるという事柄でも相手でもないことは分かっている。彼らにとっては、「厚生年金適用逃れの特権」をいかに守り抜くかにしか関心はなく、論の正当性など関心外のことなのであるから。

⁴ 権丈(2005)〔初版(2001)〕「再分配政策における利益集団と未組織有権者の役割」『[再分配政策の政治経済学 I](#)』参照。

いずれにしても、「パート労働者への厚生年金適用」をめぐる厚生年金適用逃れの特権を死守しようとする流通業、外食産業との攻防は、2004年に続いて今回も完膚無きまでの負け戦になるとの予測しかできそうにない。

補論「パート労働者の厚生年金適用に関するWG報告書」における第3号被保険者への見解

現行制度における課題

③働き方や雇用形態の選択に中立的でない

人口減少社会の中で、女性の職場進出の拡大やライフスタイルに応じた多様な働き方の選択が求められているのに関わらず、育児等のため働く時間を短縮しただけで年金の適用から外されるなど、現行制度は労働時間・雇用形態の選択に中立的になっていない。逆に、第3号被保険者であるパート労働者が、保険料負担が生じないように働く時間を抑える行動（就業調整）も見られるようになってきている。こうしたことが、パート労働者の処遇改善や人材育成の障害の一因ともなっている。

さらに、企業にとっても、社会保険料の事業主負担が生じるフルタイムの正社員より事業主負担が生じないパート労働者を多く雇用するインセンティブを生じさせており、労働市場に歪みを与えている。

なお、制度の見直しに当たっては、女性の就労促進など労働市場に係る諸課題を年金制度の見直しによって解決することを目指すのではなく、あくまで、労働市場に中立的な制度を目指すべきである。

——中略——

適用拡大に関する「誤解」について

③「第3号被保険者や遺族年金がある以上結局は払い損ではないか」

「現在保険料負担がない第3号被保険者である主婦は適用拡大に反対の者が多い」といった意見や、「サラリーマンの妻であれば夫の死亡後には遺族年金が支給されるのだから厚生年金の被保険者となっても損ではないか」といった意見がある。

しかし、老後に夫婦で生活する期間は長くなっており、その期間は妻分の厚生年金を受給できるのだから、こういった見解は当たらないのではないかと考えられる。

さらに今後は、このような夫の扶養を前提とした制度は次第に見直されていく可能性がある。パート労働者に対して厚生年金の適用を拡大しておくことは、女性の老後の所得保障を強化するとともに、このような制度を見直していく上で前提となる必要な取組であり、これらがあるから適用拡大は不適當という見解は本末転倒ではないかと考えられる。

——中略——

適用対象に関する考え方

<考え方1> すべての被用者（パート労働者）に適用する。

<考え方2> 労働時間等の面で正社員に近いパート労働者に適用するという現行制度と同様の考え方の下に、その範囲を拡大する。

<考え方3> 所得保障の必要性が高い一定年齢（例えば40歳未満）のパート労働者のみを対象とする、または、第1号被保険者であるパート労働者のみを対象とし、第3号被保険者は除外する。

（分析・評価）

＜考え方1＞については、パート労働者の老後の所得保障の充実という観点から被用者にはできる限り厚生年金を適用していく、という考え方からすると、当然基本的に目指すべき方向性である。

＜考え方2＞については、＜考え方1＞に比べて、より現実的であり、かつ国民当面の選択肢として位置付けることができるのではないか。

＜考え方3＞については、被用者の老後の所得保障のための現役中の適用条件において特定の年齢のみに着目することは合理性に乏しい。また、同じ職務のパート労働者であるのに年齢によって事業主負担という労務コストが異なる事態が生じ、適用対象となった年齢階層だけが労働市場で不利になるなど労働市場に中立的でないことなどから、適当でないと考えられる。第3号被保険者を除外することについても、女性の年金の充実という適用拡大の本来の目的に逆行することになり、適当ではないと考えられる。

——中略——

女性に関する年金制度

○ 今後の人口減少社会では、貴重な労働力である女性の社会進出はますます進むことが予想され、また、離婚の増加など女性の老後生活の不確実性を高めるような要因も増えていることから、年金制度においても女性自らが本人名義の年金を充実することが強く求められる。

○ パート労働者の均衡待遇の確保は大きな政策課題である。パート労働者への厚生年金の適用拡大はその一環を担うとともに、女性の年金の充実にも資するものである。

○ あわせて、女性に関する年金制度に係るその他の諸課題についても、引き続き検討を行っていくことが必要である。特に、被扶養配偶者の収入要件を始めとした第3号被保険者制度の在り方について、検討する必要があるのではないか。

参考資料1 「パート労働者の厚生年金適用に関するWG」報告書中、最も重要な資料

(読み方) 310万人に適用された場合は、事業主の年金保険負担増は2,200億円。その意味は、310万人のパート労働者のための老後の年金資金2,200億円を、厚生年金適用逃れの事業主が利益として享受しているということである。そして興味深いことに政府・与党の適用拡大対象者数16万人は、この資料の中にさえない。

パート労働者へ適用拡大した場合の影響の目安
(大まかな規模を示したものであり、年金の財政計算に用いるものではない)

勤務期間	週労働時間20時間以上				制限なし
	月額 98,000円 以上 (年収117 万円以上)	月額 88,000円 以上 (年収103 万円以上)	月額 78,000円 以上 (年収88万 円以上)	下限なし	
1年以上	適用拡大対象者数 40万人 事業主の 年金保険料負担増 400億円	70万人 600億円	150万人 1,200 億円	250万人 1,800 億円	-
制限なし	適用拡大対象者数 40万人 事業主の 年金保険料負担増 400億円	90万人 800億円	180万人 1,400 億円	310万人 2,200 億円	400万人 2,800 億円

(注1)平成15年8月に社会保険審議会年金部会に示した試算をベースとした。パート労働者の週労働時間別・年収別の分布は、当時と同様に平成13年のパートタイム労働者総合実態調査の結果を利用した。

(注2)上記のパートタイム労働者総合実態調査に基づき、新たに適用されるパート労働者の平均賃金を下表のとおりとし、それに保険料率(現行の14.642%、労使折半)を乗じて事業主の年金保険料負担増とした。
(なお、下表において*印で示したところは、標準報酬の下限が設定されていないものとしている。)

週労働時間20時間以上			制限なし
月額98,000円以上	月額88,000円以上	月額78,000円以上	下限なし
11万円	10万円	9万円	8万円*
			8万円*
			7.5万円*

(注3)上記の試算においては、中小零細の事業所への適用猶予措置は考慮していない。

参考資料2 「パート労働厚年適用問題」を知るのに役立つ文章

- ・ [杉山千佳さんのブログ](#) (年金部会委員兼パート労働者の厚生年金適用WG委員・(有)セレーノ代表取締役)
- ・ 勿凝学問 67 [映画「サンキュー・スモーキング」のすゝめ——天高く空に舞](#)

- 勿凝学問 70 [この国の政治家は支援者をないがしろにしてもいいらしい——パート労働厚年適用問題再考](#)

参考資料3 おすすめ新聞記事

パート労働者の厚生年金適用問題をかなり正確に伝えている記事をピックアップ。

2007/04/14

『読売新聞』

「被用者年金一元化法案決定 パート年金拡大「骨抜き」 野党、業界配慮を批判」

政府が13日に閣議決定した被用者年金一元化法案の焦点の一つが、パートタイム労働者に対する厚生年金の適用拡大だ。安倍首相が再チャレンジ支援策の柱に位置付けたため、法案に盛り込まれたが、対象者は10万人台にとどまる見通しだ。夏の参院選を前に、自民党内で業界団体に配慮する意見が強く、**実質的に「骨抜き」にされた格好だ。**

「パートタイムで働く方々も正規社員と同じように厚生年金に入るようにするのが私の考えで総裁選からの公約だ。これにより再チャレンジも進む」

安倍首相は13日、視察先の石川県輪島市内で、適用拡大の意義を強調した。

厚生年金が現在適用されるパートは労働時間が「週30時間以上」のみで、約300万人だ。法案は原則として、「週20時間以上」のパートにまで広げる。

週20時間以上にすると、新たに約310万人のパートが対象となる。パートを多数雇用する飲食業やサービス業の関係団体からは、大幅な保険料負担増への反発の声が出ていた。

政府は、対象者を100万人程度に絞る考えだったが、業界に配慮する自民党の働きかけの結果、〈1〉残業手当などを除き月収9万8000円以上〈2〉勤続年数1年以上〈3〉従業員300人以下の中小企業や学生バイトは除外——という条件が設けられ、対象は10万人台にまで絞り込まれた。

適用拡大は、04年の年金改革では業界などの反発で挫折しており、09年をめぐりに再検討することとなっていた。再チャレンジを掲げる安倍首相の肝いりで議論が前倒しされたが、首相の指導力はほとんど発揮されなかった。有識者からは、「対象者が限定されすぎて、意義が薄れた」と失望の声も出ている。

民主党幹部も、「パートへの厚生年金の適用が再チャレンジ政策と主張するなら、ここまで対象を絞るのは理屈が合わない。参院選を前に、与党が業界への配慮を優先した結果だ」と批判している。民主党は、国民年金を含めた一元化を主張しており、**法案審議では与野党の対決は確実だ。**

〈被用者年金〉

雇われて働く人を対象とする公的年金。現在、サラリーマンらが加入する厚生年金と、公務員や私立学校教職員らの共済年金に分かれている。加入者の妻が専業主婦の場合、第3号被保険者として保険料が免除され、国民年金に加入する自営業者らの妻に比べ、優遇されているとの指摘もある。

2007/03/25

『産経新聞』

「厚生年金 パート拡大、八方ふさがり 与党及び腰、参院選後先送り？」

パート社員の厚生年金加入を増やすための適用基準拡大をめぐる与党の議論が難航している。すでに厚生労働省が具体案を提示しているにもかかわらず、多くの議員が参院選への影響を懸念、参院選後の仕切り直しを求める声が強い。パートの年金拡大は安倍晋三首相が掲げる再チャレンジ政策の目玉の1つ。先送りとなれば政権への影響は避けられず、首相の指導力が試される展開になりつつある。

《効果に疑問》

政府は3月中に、パートの厚生年金拡大を盛り込んだ年金一元化法案を国会提出する予定だった。ところが、23日の自民党厚生労働部会では「厚労省案では対象者が極端に少ない。拡大目的を達成できない」（河野太郎衆院議員）「パート社員は出入りが激しく、未加入者が増える」（臼井日出男元法相）との批判が続出、4月へのずれ込みが確定的となった。

与党が結論を出せないでいるのは、企業が社員の保険料の半分を負担する仕組みに、パートを多く抱える外食産業を中心に強い反発が出ていることが大きい。

外食関係団体からの自民党議員への献金も目立ち、同党の食品産業振興議員連盟のメンバーらが「中小企業には（保険料の負担増が）致命傷になる」と批判を強めている。パート自身が手取り額が目減りに強い不満を持っているのも事実だ。

こうした声に配慮し、厚労省は「月収9万8000円以上」「勤務期間1年以上」などの条件を付けることで理解を求めたが、この結果、対象者が当初想定した310万人から10万～20万人に激減。今度は推進派の反発を招いた側面もある。

もっとも、自民党内には、パート学生も当面、対象から外し案が浮上するなど「除外対象の拡大」を画策する動きは収まりそうにない。

《最後は首相》

こうした議論百出の背景にあるのは、やはり参院選。「年金で苦戦した3年前の参院選の再来だけは避けたい」との空気が支配的になっている。

パートの年金拡大論議は、保険料が免除されているサラリーマンの扶養家族の専業主婦の年金制度を問い直すことにもつながるだけに、「抜本改革案なしに中途半端な結論を出せば、参院選で集中砲火を浴びる」（自民党厚生関係議員）との懸念は強い。

パートの年金拡大は、平成16年の年金制度改革での導入を断念し、21年度をめどに時間をかけて再検討する予定だった。それを安倍政権が再チャレンジ政策に位置付けて前倒しした経緯がある。このため、「何の根回しもせず思い付きで前倒ししてもまとまらない」（自民党厚相経験者）「パート主婦が反対する構図は16年の年金改革時と変わらない」（公明党厚生関係議員）といった冷ややかな見方も強い。

問題先送りとなれば首相の求心力に影響も出かねないだけに、自民党社会保障制度調査会幹部らは困惑を隠さない。

同調査会は、週明けにも厚労省案で意見集約を図る構えだが、「強引に結論を出す

なら、自民党の意思決定機関である総務会で異論を唱えざるを得ない」（閣僚経験者）との強硬意見さえある。「最後は首相決断」との見方は強いが、「議論の引き延ばしで首相の翻意を引き出したい」（参院改選組）というのが慎重派の本音のようだ。



【厚労省の「パート社員の厚生年金加入基準拡大案」】

▽（１）週２０時間以上勤務

（２）月収９万８０００円以上

（３）勤務期間１年以上

の３条件すべてを満たすパート社員が対象

▽従業員３００人以下の中小企業は当面对象から外す

▽健康保険と介護保険も上記基準で同時拡大

▽「週３０時間以上」勤務で、すでに厚生年金の対象となっているパート社員は、引き続き現行基準を適用

2007/03/24

『産経新聞』

「パート年金拡大 学生も対象外に 自民」

自民党は２３日、社会保障制度調査会の幹部会を開き、パート社員の厚生年金加入基準拡大について、従業員３００人以下の中小企業に加え、学生についても当面对象から外すことで一致した。社会人が再入学した場合など細かな条件はさらに検討する。「月収９万８０００円以上」などとした厚生労働省案についても大筋で了承した。

2007/03/18

『朝日新聞』

「(社説) パート年金 これでは拡大といえない」

パートで働く人は１２００万人もいるというのに、新たに厚生年金に入れるのは１０万～２０万人だけだ。これではいったい何のための改革なのか、首をかしげざるを得ない。

パート労働者への厚生年金の適用を広げる厚生労働省案のことである。

いまパート労働者が厚生年金に入るためには、正社員の４分の３にあたる週３０時間以上働くことが必要だ。この壁をもっと低くして、せめて正社員の半分にあたる週２０時間働けば、だれでも入れるようにすべきだ。

私たちは社説で、こう主張してきた。そうすれば、新たに３００万人余りのパートの人が厚生年金に入れる。

厚労省は労働時間の壁を低くする一方、月収は９万８千円以上、勤務期間は１年以上、当面は従業員３００人以上の企業で働く人に限る、といった条件を新たに加えた。このため、ほんの一握りの人しか入れないことになった。

これでは、パートの人たちを加入させようとしているのか、入るのをじゃましよ

うとしているのか分からない。

安倍首相は国会での施政方針演説で、パート労働者に厚生年金を広げると明言した。このままでは約束違反だ。首相は厚労省案から月収や勤務期間などの条件をはずし、今国会で実現させるべきだ。

厚労省案がすっかりしぼんでしまったのは、パートの人たちを大量に雇っている流通や外食などの業界が適用の拡大に反対したからだ。従業員が厚生年金に入れば、企業は保険料を折半で負担しなければならない。それが嫌なのだ。

しかし、ここは企業の社会的な責任を考えるべきではないか。従業員の老後の生活に知らん顔をしていいはずがない。経営を効率化し、それでも保険料の負担を吸収できなければ、商品などを値上げするしかあるまい。

パート労働者が大量に厚生年金に入れば、年金制度の改革にもつながる。

いま国民年金に入っているパート労働者の場合、厚生年金に移ることで、国民年金の加入者が減る。この流れが広がれば、国民年金を厚生年金に一元化しやすくなる。

保険料を免除されているサラリーマンの妻の場合は、新たに保険料を払うことになる。これは本人には負担となるが、一方で、サラリーマンの妻への「ただ乗り」批判を解消することになる。

国民年金から移るにせよ、新たに保険料を払うにせよ、負担と給付の損得勘定を考えれば、決して損にはならない。

それにしても政府は、再チャレンジの旗を振る割にはパート労働者に冷たい。

政府はパート労働者の待遇の改善をめざして、パート労働法の改正案も国会に提出した。しかし、賃金などで正社員との差別が禁止されるのは、パートの4～5%にすぎない。

パートで働く人の現在と将来を本気で考えているのなら、待遇の改善と年金の拡大はもっと違う案になるはずだ。

2007/03/14

『毎日新聞』

「年金改革：一元化でパート適用拡大、施行は10年以降」

厚生労働省は13日の与党年金改革協議会で、年金一元化法案に盛り込む、パート労働者の厚生年金適用拡大に関する同省案を提示した。パートに対し、現在週30時間以上となっている労働時間面の加入基準を「週20時間以上」に下げるとしている。ただ、労使折半の保険料負担が増える経済界の反発を避けるため施行を10年1月以降とした。

厚労省は対象者を（1）勤務期間1年以上（2）月額賃金9万8000円以上——に限ることにした。これなら対象者は約40万人で、事業主の負担増も約400億円。当面従業員300人以下の企業には3年程度適用を猶予する考えで、**制度発足時の対象者は10万～20万人程度**、企業負担は200億～300億円増という。

同省は健康保険と介護保険も同様の基準で適用を拡大するとしている。3月末の

法案の提出を目指しているが、今国会での成立は日程的に不可能で、成立は秋以降となる。【吉田啓志】

『朝日新聞』

「(窓・論説委員室から) 自らの足元崩す自民？」

ひょっとして、自民党は大切な支持層である商店街の店主たちをつぶそうとしているのではないか――。

慶応(けいおう)大の権丈(けんじょう)善一教授は、首をかしげている。パート労働者をもっと厚生年金に入れるようにしようという改革に自民党が後ろ向きなのを見てのことだ。

その理由は次のようなものだ。

▽流通や外食など大量にパートを雇う業界は、改革に強く反対している。厚生年金の適用が広がると、事業主が負担する保険料も増えるからだ。

▽地方の商店街がさびれる「シャッター街化」現象は、パートを大量に雇うスーパーや外食業界が商店街のお客を奪ったことで起きている。

▽スーパーや外食産業で働くパートの大半は無党派層だろう。対照的に、伝統的な商店街のご主人らは、選挙となれば自民党を支持してきた。

▽となると自民党の動きは、自分たちを支えてくれる商店主を追い込んでいる大資本に塩を送っているようなものだ。

権丈さんの目にはそう映るのだ。

家族経営の店主らは国民年金に入り、保険料を払っている。他方、スーパーなどの経営者はパートの年金の負担を免れている。その分は、補助金をもらっているようなものだという。

流通業界はここが正念場と、自民党への陳情(ちんじょう)を重ねている。さて選挙の季節が迫るなか、自民党の議員諸兄はどんな判断を下すのだろうか。(梶本章)

2007/03/12

『日経新聞』夕刊 12面

パート厚生年金、本当に損?――払った分以上はリターン(社会保障ミステリー)

パート労働者に厚生年金を適用するかどうかの議論がヤマ場を迎えている。保険料の半分を負担することになる企業が反発しているだけでなく、パート労働者にも反対の声がある。本当にパートは損するのだろうか。

現在は通常の所定労働時間の四分之三(週三十時間)未満しか働いていないパートは、厚生年金に加入しなくてもよい。このためパートの大半は未加入だ。この現状について(1)パートの老後生活が不安定になる(2)企業も正社員よりパートを多く雇うようになり、労働市場にゆがみをもたらしている――などの問題点が指摘されている。

そこで少しでも多くのパートに厚生年金を適用する方向で議論が進んでいる。厚生労働相の諮問機関である社会保障審議会年金部会は「週二十時間以上働けば加入

する」との報告書をまとめた。ただ、企業の反発を踏まえて「月収が九万八千円以上のパートだけ」などの条件が付く方向。加入者は限定されそうだ。

企業は反対の根拠の一つとして「パート自身が反対している」と説明。パートは「保険料を払っても年金がもらえるかどうか不安。手取りが減って損するだけ」などと考えているようだ。

しかし、夫が自営業の妻がパートで働いている場合、加入は基本的に得だ。現状ではこの妻は月一万三千八百六十円の国民年金保険料を払い、老後に国民年金を受け取る。厚生年金に入れば、保険料の半分を企業が負担するので負担は軽くなる可能性があるうえ、老後は国民年金に加えて厚生年金も受け取れる。

パートが厚生年金に加入したときの給付と負担の変化

	加入期間	保険料負担	年金給付
自営業者の妻の場合	1年	約8万円減 (1年分)	約16万円増
	2年	約16万円減 (2年分)	約33万円増
サラリーマンの妻の場合 (第3号被保険者)	1年	約9万円増 (1年分)	約16万円増
	2年	約17万円増 (2年分)	約33万円増

(注)厚労省の試算、パートの月収は10万円と仮定。年金給付は平均寿命まで生きた場合の合計

サラリーマンの妻の場合、このお得度は小さくなる。今は第三号被保険者として保険料負担なしに国民年金がもらえるが、厚生年金に入ると保険料負担が生じるためだ。それでも払った以上の年金はもらえそうだ。

厚労省の試算では、月収十万円のパートが一年加入すれば、年約九万円の保険料を負担するものの、平均寿命まで生きれば、年金は国民年金だけに比べて約十六万円多くもらえる。将来は心配と言っても、今のところ公的年金が破綻したり、極端に支給額が減るような事態は考えにくい。

老後生活にかかわる大きな問題だけに、ムードに流されずパート自身も冷静に考えてほしい。

(編集委員 山口聡)

2007/03/10

『読売新聞』朝刊1面

「パート、年金拡大20万人 中小企業に適用猶予 月内にも法案提出」

◆月収9万8000円、週20時間以上

パート労働者への厚生年金適用拡大に関する厚生労働省の最終案が9日、明らかになった。「週20時間以上」働くパートのうち、〈1〉月収9万8000円以上(年収117万円以上)〈2〉勤務期間が1年以上——などの条件を追加して対象を絞り

込む。パートを抱える小売業界などの負担増に配慮したものだ。厚生年金が新たに適用されるパートは最大で20万人程度にとどまる見通しだ。政府は与党の了承を得た上で、厚生年金適用拡大を盛り込んだ「被用者年金一元化法案」（仮称）を月内にも国会へ提出する。（解説2面、最終案要旨4面）

最終案は、従業員300人以下の中小零細企業のパートについては「当面、適用を猶予する」と明記した。厚生年金が適用されるパートは、健康保険（医療保険）も同時に適用する。

安倍首相は厚生年金の適用拡大を「再チャレンジ支援策」の一環と位置づけた。パートへの年金を少しでも増やし、「老後生活における格差を拡大させない」ことを狙ったものだ。

約1200万人いるパート全体のうち、現在、約300万人が厚生年金の適用対象となっている。政府は当初、新たに100万人を対象とすることを目指した。しかし、厚生年金の保険料は労使折半であるため、パートに頼る小売業界や飲食業界などは反対していた。結局、政府は対象を大幅に限定することで妥協した。

厚労省によると、20万人のパートが新たに厚生年金の対象となると、企業側の保険料負担は約200億円増える。健康保険料の負担分も加えると企業負担は約300億円に上るといふ。

厚労省の試算によると、パート本人の厚生年金保険料の額は、月収9万8000円の場合、月約7000円となる。国民年金に加入しているパートは月1万3860円の保険料を支払っており、厚生年金に変更されれば、保険料がほぼ半分に軽減される計算だ。ただ、パートで働くサラリーマンの妻ら「第3号被保険者」については、現行制度では年金保険料を払う必要がない。厚生年金が新たに適用されれば、数万人程度が保険料を新たに負担することになると見られている。

◇「厚生年金拡大」厚労省最終案の要旨

パート労働者に対する厚生年金適用拡大に関する厚生労働省の最終案（要旨）は次の通り。

【狙い】パート労働者が社会経済において役割や比重を増していく中で、年金保障の充実には均衡待遇の確保とともに、将来の老後生活における格差を拡大、固定化させないための喫緊の政策課題となっている。

【基本的考え方】労働時間等の面で正社員に近いパート労働者に、労使折半で適用するという現行制度と同様の考え方のもと、厚生年金の適用範囲を拡大する。

【適用基準】〈1〉週の労働時間が20時間以上とする〈2〉当面、月額9万8000円以上の賃金を得ている〈3〉1年以上の勤務期間がある。

【経過措置】適用拡大による事業経営への影響に対する激変緩和措置として、当面、従業員300人以下の中小零細の事業所は適用を猶予する。

【その他】健康保険・介護保険についても、その適用対象を厚生年金と同様に拡大する。

【施行時期】制度の周知や企業の対応などへの準備の必要から、十分な期間を設

けて施行する。

『読売新聞』朝刊 2 面

「パート厚生年金 再チャレンジ効果に疑問 適正な拡大議論を（解説）」

パート労働者への厚生年金適用拡大の厚生労働省最終案は対象が最大でも 20 万人と、極めて限定されたものとなった。正社員とパートの処遇格差を縮めるという「再チャレンジ支援策」としての効果は疑問視されそうだ。

パートに対する厚生年金の適用拡大が検討されたのは今回が初めてではない。小泉政権が実施した 2004 年の年金改革では、新たに約 310 万人に適用するという野心的な案が議論されたが、パートを多数雇う小売業界や飲食業界などの強い反対を受けて見送られた経緯がある。

今回の議論でも、業界団体は「パート本人も、保険料負担が増える可能性があり、賛成していない」として、強く反対した。参院選を控えた与党からも「中小零細企業は保険料負担に耐えられない」などと、対象者をより限定する力が働いた。

ただ、総務省の調査では、役員を除く雇用者全体に占めるパートなど非正規社員の割合は、06 年が 33% と過去最高を記録した。正社員になりたくてもなれない人などを放置できない状況にあるのは明白だ。

適用拡大は、正社員とパートの処遇を近づけることで「パートから正社員へ」という雇用条件の改善を促すことも期待したものだ。今後も、適正な適用拡大はどうあるべきか、議論を深める必要がある。（政治部 湯本浩司、本文記事 1 面）

2007/03/09

『日経流通新聞MJ』4 面

「パートへの厚生年金適用、週労働 20 時間以上に——厚労省部会方針」

月収は 9 万 8 0 0 0 円以上

中小・零細は適用猶予

社会保障審議会（厚生労働相の諮問機関）の年金部会は、厚生年金に加入するパート労働者の適用範囲を、「週の所定労働時間を三十時間以上から二十時間以上とするのが適当」などとする報告書をまとめた。一方で（1）一定額以上の月収（2）二カ月を超える一定以上の勤続期間——などの要件を設けるべきだと指摘。中小・零細企業には、適用を「一定期間」猶予する激変緩和の方針を示した。

報告書では月収や勤続期間を明示しなかったが、月収の条件は九万八千円以上が有力。年金部会が加入対象の拡大に要件を設けたのは、パート労働者を数多く雇用するスーパー、外食産業などが「加入対象拡大は経営に大きな打撃を与える」と猛烈に反対していることに配慮したとみられる。

厚生労働省が示した資料では、約千二百万人いるパート労働者のうち、厚生年金被保険者は約三百万人。週二十時間以上に適用範囲を拡大すると新たに三百十万人が加入対象となり、事業主の年金保険料負担は二千二百億円増えると試算した。ただ、「月収九万八千円以上」といった要件だと、新規対象者は四十万人、事業主の負

増額は四百億円に縮小。さらに三百人以下の中小企業を除けば、適用拡大は十六万人にとどまると見られる。

報告書は適用拡大による企業経営への影響について、「短期的には確かに保険料負担分のコスト増が生じる」としながら、激変緩和措置に言及。ただ、「**長期的には、パート労働者の人材育成が進み、処遇も改善することで、消費が拡大し、国民経済の発展にも資する**」と強調した。学生や主婦など属性により加入拡大の対象から除外する考え方は、「**市場にひずみをもたらす恐れが強い**」と否定した。

また、加入対象の範囲は「**今後の社会経済情勢の変化に合わせ、迅速に見直すことが適当**」とした。

年金部会の報告書を受け政府・与党は詰め作業を行い、厚生・共済の被用者年金一元化法案に盛り込み、今国会に提出する。

『産経新聞』

「【編集長から】パート・フリーターの年金」

フルタイムで働きたいのに、日に4時間程度しか働かせてもらえない。月収8万円程度の母子家庭などでそんなパート雇用が、ままた見られるという。

雇う側にすれば、8時間働く人を10人雇うより、4時間働く人を20人抱えておいた方が、安定したサービスを提供できる。繁忙期や欠勤にも対応しやすく、「労働力の伸び縮みがきく」というわけだ。時間制限をすれば、厚生年金や健康保険の事業主負担を納めずに済むのも魅力だろう。

しかし、これでは働く側は厚生年金にも入れない。勢い、国民年金にパートやフリーターが増える。だが、老後に年金以外の収入がない人を、国民年金に放置したら、いずれ生活保護が増え、社会保障全体を不安定にしかねない。

この層に厚生年金を広げることを検討してきた厚生労働省は今週、週20時間以上働くパートも、厚生年金の対象にする案を作業部会でまとめた。さらに「月収9万8000円（年収117万円）以上」などの要件が加わりそうだ。これ以下の収入層を対象にすると、国民年金より保険料が安いのに、年金額は多い“逆転現象”が生じてしまうからだ。

幅広に適用したい。しかし、それでは、保険料負担の少ない人に、過大な年金給付をすることになる。ジレンマだ。

同じ週、カジュアル衣料のユニクロがパートや契約社員5000人を正社員にする方針を発表した。狙いの一つに「若年労働層の活性化への寄与」が挙がっている。

多くの企業が「パートの社会保険料を負担したら、会社が倒れる」と言うのを聞いた後だったせいか、新鮮だった。

年金制度だけで解決するのは限界がある。王道はやはり、今の暮らしと老後が安定する働き方を整えることなのだろう。

(ゆうゆうLife編集長 佐藤好美)

『朝日新聞』朝刊3面

「パート厚生年金16万人に 「再チャレ」色、後退 政府・与党方針」

政府・与党は6日、パート労働者への厚生年金適用拡大について「勤務期間が1年以上で月収9万8千円以上」との条件を設ける方針を決めた。当面の間は従業員数300人以上の企業を対象とする方針で、対象は16万人にとどまる。パート労働者の待遇改善は安倍首相の看板政策である「再チャレンジ支援策」の柱だが、極めて限定的なものとなりそうだ。

パート労働者は現在1200万人。厚生年金の適用対象について「正社員の4分の3、週30時間以上の労働時間」とした現行の規定を「正社員の2分の1、週20時間以上」に緩める一方、年収要件や企業規模で限定を強める。政府は今国会に関連法案を提出する方針だが、労働関連法案など重要法案が山積していることから成立の見通しは立っていない。

適用対象者を広げないと、不安定なパート労働者の老後保障への効果は乏しい。しかし、パート労働者を多く抱える企業や、新たな負担が生じる「主婦パート」の反発を抑えるため、対象範囲を限定的にした。厚生労働省は企業規模による限定を「一定期間」としており、将来的に広げる余地は残した形だ。

首相は施政方針演説で「勝ち組と負け組が固定化せず、何度でもチャレンジが可能な社会」づくりを提示。パートへの厚生年金適用拡大とパート労働法の改正によるパート労働者の正社員化を掲げた。しかし、年金適用拡大は対象が16万人に限定されたことに加えパート労働法改正案で正社員との差別を禁止される対象は「全体の4～5%」（柳沢厚労相）にとどまる。

与党内からは「あまり対象が狭いと救わなければならない人が救えない」（幹部）との懸念も出ており、安倍政権の再チャレンジ支援の実効性が問われかねない状況だ。

『毎日新聞』朝刊2面

「年金改革：パートの厚生年金適用拡大を支持」

社会保障審議会年金部会の「パート労働者の厚生年金適用に関するワーキンググループ」は6日、パートへの厚生年金適用基準について、「要件を引き下げるのが基本」と適用拡大を支持、対象者は「週の労働が20時間以上の者とするのが適当」とする報告書をまとめた。

『読売新聞』朝刊4面

「厚生年金のパート適用拡大 「賃金」「期間」明記せず 社保審部会が報告書」

社会保障審議会（厚生労働相の諮問機関）の年金部会は6日、パート労働者への厚生年金の適用拡大について、現行の基準の「週30時間以上の労働時間」を「週20時間以上」に改めることを求める報告書をまとめた。ただ、「賃金水準」「勤務期間」など、労働時間以外の基準は具体的に明記しなかった。政府・与党は今後、賃金水準などを協議し、厚生・共済年金一元化と一本化した「被用者年金制度一元

化法案」として今国会に提出する方針だ。

与党は労働時間の基準変更だけでは対象が広がり過ぎると見て、賃金水準なども基準とするよう主張している。しかし、同部会は「賃金水準などには労使の意見の対立があり、研究者では決められない。政治が決めるべきだ⁵」として報告書への盛り込みを見送った。

厚労省が示した資料によると、週20時間以上に基準変更することで、現在適用されている約300万人に加え、新たに約310万人が対象となる。これに伴い、パートを雇用する事業主の保険料負担は年2200億円に上ると試算している。

2007/03/02

『朝日新聞』朝刊2面

「パート加入、月収も条件 厚生年金、対象大幅減 厚労省方針」

厚生労働省は1日、厚生年金へのパート労働者の加入拡大について、現行の「正社員の4分の3、週30時間以上の労働時間」とする加入条件を「2分の1、週20時間」に緩める一方、「勤務期間が1年以上で、月収7万4千～9万8千円以上」との新たな条件を加える方針を固めた。パートを多数雇う外食・流通産業が、保険料の負担増に反発していることから対象者を限定。当初310万人と見込まれていたパートの加入増は、40万～150万人にとどまる見通しだ。

パート加入の拡大は、安倍首相が再チャレンジ支援策の一環として今国会への法案提出を指示。厚労省は今回の方針をもとに与党との最終調整に入るが、国会日程上、今国会での成立は難しいともみられている。

厚労省案では、月収について（1）現在の厚生年金の下限である9万8千円（年収117万円）以上（2）配偶者控除を受けている主婦が保険料を負担しないで済む8万6千円（同103万円）以上（3）厚生年金下限の4分の3の7万4千円（同88万円）以上——の3案を提示。与党と調整し、どの金額にするかを定める。

現在、1200万人のパート労働者のうち、すでに300万人が厚生年金に加入しているが、（1）では40万人、（2）は80万人、（3）は150万人のパートの

⁵ 以前、次のような文章を書いている。

吉川氏に政府、首相への説得を勧めた意図に関心のある人は[勿凝学問 39 「9.11 総選挙に向けた各党マニフェストをながめての雑感——『三本の矢』、『ガリア戦記』、経済学的投票モデル構築の困難などなど」](#)（2005年9月3日脱稿）参照してもらいたい。そこでは、個別争点ごとに国民投票を行う直接民主主義が技術的に不可能とすれば、われわれは間接民主主義を利用せざるを得ず、間接民主主義のもとでは、必然的に<争点の束>を選挙の対象とすることになるのであり、その結果必然的に、民主主義のパラドックスが生じることを論じている。間接民主主義のもとでは、選挙で決められるべきことが選挙で問われることもなく、しかもしばしば、選挙で選ばれたわけでもない人が決めてしまう側面がでてくる。この側面は、間接民主主義のもとでは仕方がないこととして受け止めなければならないのであるが、その際、**選挙で選ばれたわけではない人たちが政府の政策決定に重要な役割（小泉政権下では決定的な役割）をはたしている意味を、今少し自覚していただければと思っています。**

権丈(2006)『[医療年金問題の考え方](#)』p.614.

加入増が見込まれる。「従業員数300人以上の企業に限る」という条件を（1）に加える案もあり、この場合の加入増は16万人にとどまる。

保険料負担で手取り収入が減ることへの主婦層の抵抗感も強く、参院選を控えた与党は対象者をできるだけ限定したい考え。一方、**社会保障審議会年金部会（厚労相の諮問機関）**では「パートに頼る企業だけが保険料負担を免れるのは不合理」など**対象範囲を広げるべきだとの声が多い**。条件を厳しくすれば「パートの老後保障」という当初の狙いから遠ざかり、実効性が問われそうだ。（太田啓之、友野賀世）

『毎日新聞』朝刊2面

「厚生年金：拡大対象、パート全体の1%16万人 厚労省案、企業に配慮」

政府は厚生年金の適用対象をパート労働者にも広げる方針だが、厚生労働省が検討している案では、約1200万人いるパートのうち、1%強の約16万人しか対象にならないことが1日、明らかになった。労使折半の保険料負担が増えることに反発する企業に配慮し、対象者を絞り込んだ結果だが、**同省案は「何のための拡大か」との批判も招きそうだ**。

厚生年金の適用を受けるのは、週の労働時間が30時間以上の人。厚労省は04年の年金改革で、これを「20時間以上」に広げ、新たに310万人を加入させようとしたが、パートを多く抱える流通業などの反発で先送りを余儀なくされた。

このため厚労省は、「20時間以上」とする案は維持しつつ、（1）勤続年数1年以上（2）月収9万8000円以上——のパートに限る方針を固めている。これだと対象者は約40万人だが、さらに従業員300人以下の企業について当面適用を猶予することを検討しており、条件を満たして厚生年金に加入できるパートは、約16万人に過ぎないという。

厚労省は1日、月収10万円のパートが健康保険に加入した場合の試算を公表。サラリーマンの夫の扶養を受ける妻の場合、年間に約5万5000円負担が増え、厚生年金保険料（約9万円）と合わせ、新たに14万5000円の負担増になる。企業のパート1人当たりの負担増も同額。**パートへの社会保険適用は、安倍政権が掲げる「再チャレンジ」の柱で、政府は関連法案を今国会に提出するが、与党は成立を秋の臨時国会以降に先送りする意向だ。**【吉田啓志】

2007/03/05

『朝日新聞』朝刊3面

「(社説)年金改革 これからが正念場だ」

年金への信頼をつなぎとめるには、現役世代の平均的な収入の半分以上を給付することが必要だと言われる。

厚生労働省は会社員の厚生年金の将来について、保険料を固定するため給付水準は下がり続けるが、それでも51・6%はもらえるという暫定的な試算を公表した。

3年前の年金改革で政府は、約50年先の出生率を1・39と見込み、50・2%の水準を約束した。しかし、新しい人口推計では出生率が1・26に落ちるのに、

本当に5割を超える水準を維持できるのか、疑問に思う人も多いだろう。

国の年金は、現役の払う保険料を高齢者に回す「賦課方式」で運営されている。人口減は痛い、経済が好転しているので保険料や積立金の運用益が増え、それなりの年金水準を保つことができる。これが厚労省の説明だ。

しかし、ここ数年の経済が好調だからといって、それがずっと続くわけではない。それより少子高齢化で働く人々の比率が減り、成長が鈍るほうが心配だ。

将来の年金の水準は、経済成長と人口の変化によって大きく変わる。そのことを考えれば、幅広い少子化対策を進めながら、成長を維持していく政策をとることが大事だ。

と同時に、年金制度そのものの改革を進めることを忘れてはならない。年金制度は多くの人たちに信頼され、支えられてこそ、安定するからだ。

まず実現しなければいけないのは、パートで働く人が厚生年金にもっと入れるようにすることだ。パート労働者の老後の格差を是正することになるし、年金の支え手を広げることにもつながる。

保険料の半分を負担することになる小売業や外食産業などの業界は反対しているが、これは安倍首相の公約でもある。今国会で法律の改正をすべきだ。

会社員の妻は保険料を払わなくても、基礎年金がもらえる。この「第3号被保険者」制度の見直しも欠かせない。専業主婦が多数を占めた時代につくられた仕組みだが、保険料を払っている働く女性から不公平だとの批判が強い。多くの人にとって、できるだけ公平と思われる仕組みに改めなければいけない。

年金の一元化は厚生、共済年金の統合がやっと固まった段階だ。これをさらに進めて国民年金と一元化できないか、検討を進めてもらいたい。

前回の改革で、保険料は徐々に引き上げ、最終的に18・3%で固定されることになった。その範囲で年金を支給し、50%の水準を保証する。これが「保険料固定・年金自動調整」方式だ。

しかし、予想を超える経済の失速や人口減で年金財政が急に悪化することがあるかもしれない。そうなれば、凍結した保険料の引き上げや年金水準の引き下げなどに直面しかねない。

年金改革はこれからが正念場だという意識で、制度と財政の安定をめざした手を打たなければならない。